

大統領府  
官房庁  
法務次官室

2005年6月7日 政令第5.459号

2001年8月23日暫定措置令第2.186-16号第30条

2001年暫定措置令 2.186-16号第30条を規定し、遺伝財産あるいは関連する伝統的知識に対する有害な行為や活動への制裁を課し、他の対策を講じる。

共和国大統領は、憲法第84条IV項及び2001年8月23日暫定措置令第2.186-16号第30条第1項にて付与された権限により、以下の政令を公布する；

第1章  
序則

第1条：2001年8月23日暫定措置令第2.186-16号の規則及びその他の関連する規則に違反する全ての行為あるいは不作為は、遺伝財産あるいは関連する伝統的知識に対する行政違反とみなされる。

単項 本政令は、遺伝財産管理評議会による技術指導だけでなく、2001年暫定措置令第2.186-16号第7条、及び1998年3月16日政令第2.519号により公布された生物多様性協定の定義に適用される

第1部  
行政手続

第2条：遺伝財産あるいは関連する伝統的知識に対する違反は、各管轄する当局の行政手続で、十分な弁護とその反対の権利を保証しつつ違反調書の通知及びその調書の発行により確認される。

第3条：遺伝財産あるいは関連する伝統的知識に対する違反に関係する如何なる人も、その警察力の行使の効果の為に、第4条にある関連当局に対し苦情を申し立てることができる。

政令番号：Decreto nº 5.459, de 7 de Junho de 2005

原文リンク：

<http://pesquisa.in.gov.br/imprensa/jsp/visualiza/index.jsp?jornal=1&pagina=2&data=08/06/2005>, p2-p4

（最終アクセス日：平成27年7月27日）

第 4 条：本政令に規定される監視活動の為の当局とは、次に掲げる機関及び団体の公的代理人であり、それぞれの権限内で活動する；

- I. 環境再生可能天然資源局（IBAMA）
- II. 国防省海軍司令部

第 1 項 本文の I 及び II 項に規定される連邦団体及び組織の所有者は、本文にある活動を分散化させる為に、国家環境制度－SISNAMA のメンバーである州立及び市立の環境団体と協定を結ぶことができる。

第 2 項 海軍司令部による本文に規定される管轄権の行使は、ブラジル管轄水域及びブラジルの大陸棚にて環境団体と連携し、必要であれば協力して行われる。

第 5 条：本政令に基づく違反の知識のある、第 4 条に掲げられた機関及び団体の公的代理人は、説明責任の下に即時調査を促進する義務を負う。

第 6 条：遺伝財産あるいは関連する伝統的知識に対する違反確認の為の行政手続きは、以下に掲げる最長期限を遵守しなければならない。

- I. 調書を受けた者の、違反調書に対する弁護依頼あるいは異議申立て：調書作成を認識した日から 20 日
- II. 管轄する当局の違反調書に対する、提出されたか否か、弁護あるいは異議かの判断：調書作成を認識した日から 30 日
- III. 調書を受けた者の、調書作成機関より上級の裁判所への、有罪判決に対する上訴：第一審から 20 日
- IV. 調書を受けた者の、第二審の有罪判決に対する遺伝財産管理評議会への上訴：20 日； 及び
- V. 罰金の支払い： 違反通知を受け取った日から 5 日

第 7 条： 調書作成機関の代理人は、違反調書作成時に以下の点を観察しながら、行為に対し適用される制裁を示す。

- I. 違反の理由、及び遺伝財産、関連する伝統的知識、公衆衛生あるいは環境に対する重要性の観点からみた、事実の重大性
- II. 遺伝財産及び関連する伝統的知識の保護法の遵守についての、調書を受けた者の背景、及び
- III. 調書を受けた者の経済的状況

第 8 条：管轄する当局は職権あるいは申請により、適用される罰金の徴収に関わらず、第 7 条の規定に従い、条項に制定された制限を考慮した罰金額の減額・維持・増額をしなければならない。

第 9 条：再度違反した場合は、罰金は倍になる。

単項 再違反者は第 25 条にある恩恵を享受することはできない。

## 第 2 部

### 遺伝財産あるいは関連する伝統的知識に対する行政処分

第 10 条：遺伝財産あるいは関連する伝統的知識に対する行政違反は、個別あるいは累積、個人あるいは法人に関わらず、以下の制裁が適用される。

- I. 警告
- II. 罰金
- III. 遺伝財産の構成要素のサンプル及びその採取あるいは加工に使用した道具、あるいは関連する伝統的知識についての情報から得られた製品の押収
- IV. 遺伝財産の構成要素のサンプルあるいは関連する伝統的知識から派生した製品の押収
- V. 遺伝財産の構成要素のサンプルあるいは関連する伝統的知識から派生した製品の販売の停止及びその製品の押収
- VI. 活動の禁止
- VII. 組織、活動又は事業の部分的あるいは全面的禁止
- VIII. 登録、特許、ライセンス、あるいは許可の停止
- IX. 登録、特許、ライセンス、あるいは許可の取消

- X. 政府による優遇措置及び税制恩典の喪失あるいは制限
- XI. 公的金融機関との貸付取決めの喪失あるいは停止
- XII. 組織への介入
- XIII. 最長 5 年間の公共機関との契約締結の禁止

第 1 項 この知識に関する情報の記録は、記録媒体の形式を問わず、本文の第 3 項に規定されている関連する伝統的知識から得た製品とみなされる。

第 2 項 一度調書を受けた者が再度違反を犯した場合、累積的に適用される制裁が課せられる。

第 3 項 I 項及び III 項から XIII 項に規定される制裁措置は、本政令に記載のある行政違反に対する罰金刑の単なる予見に関わらず適用される。

第 11 条： 警告に対する制裁は、調書作成の当局の基準では、調書を受けた者の背景を考慮して、この措置がより教育的であると理解される場合は、第 10 条にある他の規定を損なうことなく、小規模の違反に対して適用される。

第 12 条： 罰金による制裁は本政令に規定される場合において適用され、又、管轄する当局により調停金額が決められる。金額は以下のように変わる：

- I. 個人による場合、200 レアルから 10 万レアル、あるいは
- II. 法人あるいは競合による場合、1 万レアルから 5000 万レアル

第 13 条： 違反行為に直接使用された製品、サンプル、器具、車両、必需品、及びその他の道具は、以下の基準を考慮し、遺産財産管理評議会により決められた目的に使用される。

- I. 可能な限り、この条文にある製品、サンプル、器具、車両、必需品、及び道具は、科学機関、文化施設、環境団体、教育関係、病院、刑務所、軍隊、公共施設、あるいは他の福祉目的の団体に寄付される。
- II. I 項にある寄付が公衆衛生上、合理性上、及び道徳上推奨されない場合、

押収されたものは、再利用により特性を特定することが不可能である保証が可能な場合は破壊され、あるいは競売にかけられる。もしくは

III. 押収された素材が関連する伝統的知識に関するものである場合、I 項に掲げる団体に寄付することに同意しない限り、供給元の共同体に返却する。

第 1 項 本条に規定される寄付は、寄付をした者が遺伝財産あるいは寄付として受取った素材に由来する関連する伝統的知識へのアクセスを希望して該当する許可を申請することを免除するものではない。

第 2 項 競売により得られた金額は、本政令第 14 条に規定される割合で、2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 33 条に規定される基金に戻される。

第 3 項 違反行為に直接使用された車両及び船舶は、2002 年 1 月 10 日法令第 10.406 号第 627 条より第 647 条、第 651 条及び第 652 条に記された正式な委託者に委託される。調書作成の当局の基準では罰金の支払により放出される。

第 14 条：本政令に規定される罰金の支払による金額は、以下に掲げる基金に戻される。

I. 違反が海軍司令部の管轄権内で行われた場合：

a. 50%は海軍基金に、及び

b. 残りは、1991 年 1 月 18 日法令第 8.172 号に規定される国家科学技術開発基金、及び 1989 年 7 月 10 日法令第 7.797 号にて創設された国家環境基金に分配される。

II. その他の収集された金額は、同様に国家科学技術開発基金及び国家環境基金に分配される。

第 1 項 本条に規定される資金は、保管バンクの回復、作成及び保守、科学的研究の促進、遺伝財産に関連する技術開発及び、遺伝財産の利用及び保全に関連した活動の開発に携わる人材の育成を含む、生物多様性保護の為にのみ使用される。

第2項 生物多様性保護において、海軍基金に移転された資金の運用に使用される。それは海軍司令部による、環境に有害な行為や活動 — その中には遺伝財産や関連する伝統知識に対する有害行為もある — に対する監視活動に使用される手段の取得、運用、保守及び保全に利用される。

## 第2章

### 遺伝財産に対する違反行為

第15条：管轄する機関の許可なしに、あるいは取得した許可とは一致しない科学的な研究を行う目的で、遺伝財産の構成要素にアクセスする。

罰金は、法人の場合は最小額1万リアル及び最大額10万リアルであり、個人の場合は最小額200リアル及び最大額5千リアルである。

第1項 本文に規定される罰金刑は、遺伝財産へのアクセスが環境あるいは人の健康に有害な方法でなされた場合は倍額となる。

第2項 遺伝財産へのアクセスが生物化学兵器開発の為になされた場合は、本文に規定される罰金刑は3倍になり、組織、活動及び事業の部分的又は全面的な停止の制裁を適用される。

第16条： 管轄する機関の許可なしに、あるいは取得した許可とは一致しないバイオプロスペクティングあるいは技術開発目的で、遺伝財産の構成要素にアクセスする。

罰金額は、法人の場合は最小額1万5千リアル及び最大額1000万リアルであり、個人の場合は最小額5千リアル及び最大額5万リアルである。

第1項 管轄する機関の許可なしに、あるいは取得した許可とは一致しないバイオプロスペクティングあるいは技術開発の為の生息域外のコレクションを構成または完成させる目的で、遺伝財産の構成要素にアクセ

スした場合は同様の罰金刑が科される。

第 2 項 本文に規定される罰金刑は、そのアクセスが、管轄する機関への不法アクセスにより取得した製品あるいは工程に係る工業所有権の回復訴訟を引起した場合、3 分の 1 増額される。

第 3 項 本文に規定される罰金刑は、遺伝財産への不法アクセスにより取得した製品あるいは工程の経済的搾取がある場合は半額増額される。

第 4 項 本文に規定される罰金刑は、遺伝財産へのアクセスが環境あるいは人の健康に有害な方法でなされた場合は倍額となる。

第 5 項 遺伝財産へのアクセスが生物化学兵器開発の為になされた場合は、本文に規定される罰金刑は 3 倍になり、組織、活動及び事業の部分的あるいは全面的な停止の制裁を適用される。

第 17 条:管轄する機関の許可なしに、あるいは取得した許可とは一致しない、遺伝財産の構成要素のサンプルの海外への送付。

罰金額は、法人の場合は最少額 1 万リアル及び最大額 500 万リアルであり、個人の場合は最少額 5 千リアル及び最大額 5 万リアルである。

第 1 項 本文に規定された違反未遂に対しては、相応する既遂違反の罰金の 3 分の 1 の罰金刑が科せられる。

第 2 項 違反行為が開始されたが、行為者の意思とは無関係の状況により実行されなかった場合を違反未遂とする。

第 3 項 本文に規定される罰金刑は、サンプルが絶滅危機にあるブラジル動物相の公式な一覧表、及び絶滅危機にある野生動植物の種の国際取引に関する条約—CITES—の添付資料 I に記載のある種から得られた場合は、半額増額される。

第4項 本文に規定される罰金刑は、サンプルが絶滅危機にあるブラジル動物相の公式な一覧表、及び CITES の添付資料 II に記載のある種から得られた場合は、倍額になる。

第5項 本文に規定される罰金刑は、サンプルが絶滅危機にあるブラジル植物相の公式な一覧表に記載のある種から得られた場合は、倍額になる。

第18条： 2001年暫定措置令第2.186-16号の規定、あるいは遺伝財産管理評議会の承諾を得た遺伝財産の利用及び利益配分に関する契約に従い、仮に存在する場合は、対象となっている遺伝財産あるいは関連する伝統的知識のサンプルへのアクセスから開発された製品あるいは工程の経済的開発から生じる利益の共有を停止する。

罰金額は、法人の場合は最少額5万リアル及び最大額5千万リアルであり、個人の場合は最少額2万リアル及び最大額10万リアルである。

第19条： 監査、検査あるいはアクセスや発送の許可申請の際に、政府に対し虚偽の情報を提供する、あるいは遺伝財産に関する研究活動、バイオプロスペクティングあるいは技術開発についての重要な情報を提供しない。

罰金額は、法人の場合は最少額1万リアル及び最大額10万リアル、個人の場合は最少額200リアル及び最大額5千リアルである。

### 第3章

#### 関連する伝統的知識に対する違反行為

第20条：管轄する機関の許可なしに、あるいは取得した許可とは一致しない科学的な研究を行う目的で、関連する伝統的知識にアクセスする。

罰金額は、法人の場合は最少額2万リアル及び最大額50万リアル、個人の場合は最少額1千リアル及び最大額5万リアルである。

第21条：管轄する機関の許可なしに、あるいは取得した許可とは一致しない



バイオプロスペクティングあるいは技術開発目的で、関連する伝統的知識にアクセスする。

罰金額は、法人の場合は最少額 5 万リアル及び最大額 1500 万リアルであり、個人の場合は最少額 1 万リアル及び最大額 10 万リアルである。

第 1 項 本文に規定される罰金刑は、管轄する国内あるいは外国の機関への不法アクセスにより取得した製品あるいは工程に係る、あらゆる種類の工業所有権の回復訴訟がある場合、3 分の 1 増額される。

第 2 項 本文に規定される罰金刑は、関連する伝統的知識への不法アクセスにより取得した製品あるいは工程の経済的開発がある場合は半額増額される。

第 22 条：管轄する機関の許可なしに、あるいは取得した許可と一致しない、関連する伝統的知識を統合あるいは構成するデータや情報を、依頼されて開示、送信あるいは転送する。

罰金額は、法人の場合は最少額 2 万リアル及び最大額 50 万リアル、個人の場合は最少額 1 千リアル及び最大額 5 万リアルである。

第 23 条：該当する知識が直接あるいは間接的に関わらず、出版、登録、財産目録、利用、調査、配布などあらゆる形態で開示される場合、関連する伝統的知識の出所を省略する。

罰金額は、法人の場合は最少額 1 万リアル及び最大額 20 万リアル、個人の場合は最少額 5 千リアル及び最大額 2 万リアルである。

第 24 条：監査、検査あるいはアクセスや送付の許可申請の際に、政府に対し関連する伝統的知識へのアクセス活動についての重要な情報を提供しない。

罰金額は、法人の場合は最少額 1 万リアル及び最大額 10 万リアル、個人の場合は最少額 200 レアル及び最大額 5 千リアルである。

## 第 4 章

### 最終規定

第 25 条： 管轄する当局により承認された宣誓書により、調書を受けた者がその規制及び遺伝財産管理評議会によるその他の規則で、2001 年暫定措置令第

2.186-16 号の規定に適應する為に具体策を講じることを義務付けられている場合、本政令に規定される罰金は、それを停止する場合がある。

第 1 項 調書を受けた者が課された義務を完全に遂行し、管轄する機関が発行した技術報告書により証明がなされれば、罰金は価値修正されたその金額の最大 90%まで減額される。

第 2 項 管轄する当局の決定あるいは違反者の事実に関わらず、本文に言及されている宣誓書の義務履行が中断した場合でも、罰金額は価値修正される。

第 3 項 第 1 項及び第 2 項の本文にある精査された金額は、通知書を受取った日から 5 日以内に徴収される。

第 26 条： 本政令に設定されている制裁は、現行法に規定されている刑事制裁を損なわない過失、及び生じた損害による民事上の無過失責任の存在に関わらず適用される。

第 27 条： 環境再生可能天然資源 (IBAMA) 及び遺伝財産管理評議会に対し、その管轄範囲において

本政令を遵守する為に必要な手順を規律しながら、規則を発行する件を委任する。

単項 海軍司令部は海軍自身に採用される独自の手順を設定する。

第 28 条： 本政令に代わり、刑法、刑事訴訟法、1999 年 1 月 29 日法令第 9.784 号、1998 年 2 月 12 日法令第 9.605 号及び 1999 年 9 月 21 日政令第 3.179 号の規定が適用される。

第 29 条： 本政令は、公布の日から有効となるものとする。

ブラジリア、2005 年 6 月 7 日、独立から 184 年、共和国制定から 117 年。

ルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルヴァ  
マリーナ・シルヴァ

本文は 2005 年 6 月 8 日付け官報に掲載されたものに代わるものではない。2005 年 6 月 21 日付け官報の訂正。